

令和 7 年度後期高齢者保健事業委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度後期高齢者保健事業委託業務

(2) 業務の主旨及び目的

国保と後期高齢者医療の保健事業の接続を図り、後期高齢者の健康に関する多様な課題に対応するため、後期高齢者を対象とした健診結果説明会を開催し、健康意識の向上やフレイル予防への働きかけを行うことで、将来的な医療費の削減を目指す。

(3) 業務内容

別添「後期高齢者保健事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2. 見積限度額

金 4,400,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

3. 審査委員会の設置

別途定める「令和 7 年度後期高齢者保健事業委託業務審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4. 企画提案者の決定方法

公募型

5. 提案の審査方法

提出された企画提案書等及び企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、予め定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではない。選定後には、候補者と町は、企画提案書の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。なお、5 日以内（町の閉庁日を除く。）に交渉が整わない場合は、審査の結果、次点とされた者が、改めて町と交渉を行う。

6. 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

(1) 本業務の受託選定は、単体企業、又は代表企業と構成企業からなる事業共同体の

組織とする。

(2) 事業共同体の結成要件

- ①自主的に結成された事業共同体であること。
- ②本業務の履行に必要な要員を配置できる者であること。
- ③事業共同体の構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の事業共同体の構成員となることはできない。

(3) 単体企業及び事業共同体の各構成員の参加資格要件

構成員は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②奈半利町から指名停止措置を受けていない者であること。
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ④法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- ⑤奈半利町暴力団排除条例（平成 22 年条例第 16 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。

7. 質疑と回答

質疑は、令和 7 年 6 月 16 日（月）午後 5 時までに質疑書（別紙様式一①）により F A X または電子メールで受け付ける。送付後、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は奈半利町のホームページに掲載する。

8. 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者は、参加申込書（別紙様式－②）と次表に記載された参加資格審査書類を添えて申込むこと。

〔提出書類、様式及び提出部数等〕

	提出書類の名称	用紙規格	提出部数
1	参加申込書 ※別紙様式－②	A 4 縦向	1 部
2	資格要件確認書 ※別紙様式－③	A 4 縦向	1 部
3	法人登記簿謄本（写し）	－	1 部
4	納税証明書（法人税・消費税）（写し）	－	1 部
5	法人等概要書 ※別紙様式－④	A 4 縦向	1 部
6	直近 3 か年間に於いて 3 保険者以上で特定健診受診勧奨及び特定保健指導利用勧奨等の受診者フォローを一体的に実施した実績の証明ができる書類（契約書等の写し）	－	1 部

（1）参加申込書

①提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明に限る）又は持参

②提出期限

令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時（必着）

③提出先

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙 1659 番地 1
奈半利町住民福祉課 市川 宛

（2）資格要件の確認

町で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を審査する。申込者の資格要件の審査が完了したら、確認結果を令和 7 年 6 月 24 日（火）までに申込者へ電子メールにて通知する。

（3）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、町が通知した日の翌日から起算して 5 日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

②町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日（町の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

9. 企画提案書等の作成

別途定める「令和 7 年度後期高齢者保健事業委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10. 審査

令和7年度後期高齢者保健事業委託業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別途定める「令和7年度後期高齢者保健事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり審査を行う。

11. 審査結果

審査結果は、審査委員会の後、全ての参加者に文書にて通知する。なお、審査結果は奈半利町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象となる。

12. 日程（予定）

項 目	日 程
募集要領の公示	令和7年6月9日
質疑書提出期限	令和7年6月16日
参加申込期限（書面）	令和7年6月20日
参加資格の確認通知	令和7年6月24日
企画提案書提出期限	令和7年6月30日
審査会（プロポーザル選考会）	令和7年7月9日
委託先決定、契約	令和7年7月中旬

13. その他

- (1)参加申込書受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後、町との契約等において不利益な取扱いをすることはしない。
- (2)企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3)提出書類に用いる言語は日本語、基本通貨単位は日本円とする。
- (4)次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがある。
 - ①提出書類に不足があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、町職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③プロポーザルの手続きの過程で、奈半利町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (5)審査結果や選定内容に対する異議は一切受け付けない。

14. 問い合わせ先

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙 1659 番地 1

奈半利町住民福祉課 担当：市川

TEL：0887-38-8181 FAX：0887-38-7788

E-mail：jyuuminhukushi@town.nahari.kochi.jp（住民福祉課代表アドレス）